

「学校における働き方改革推進プラン」改定の概要

プラン改定にあたっての基本的な考え方

- 令和3年度及び令和4年度に実施した「学校における働き方に関するアンケート」により、教員の勤務実態を詳細に把握・分析し、**より実効性のある取組**を推進する。
- これまでの取組内容の進捗状況や成果を数値により見える化したうえで検証し、**今後の更なる取組**の方向性を示す。

一 改定プランの具体的な取組内容（新規項目は赤字表記、既存項目はこれまでの成果等を踏まえて更なる取組内容を記載）

I 目標： 長時間勤務の是正により子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図る。

II 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

- 勤務時間管理の徹底（客観的な勤務時間の把握）
 - ③ **新 在校等時間データの分析・活用**
在校等時間データを集計・分析し、各学校に提供することにより、管理職への意識付けと長時間労働改善の取組を促進
 - ③ **新 服務制度に関する共有サイトの構築**
- 労働安全衛生管理の徹底
- ③ **新 教職員のメンタルヘルス対策**
教職員のメンタルヘルスに関する新たな相談窓口設置するなど相談体制を強化
- 評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革

III 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化

- 各教育委員会が取り組むべき方策
 - ・学校が担っている業務の仕分け・整理
- 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務
 - ・部活動に対する方向性
 - ・「チームとしての学校」（事務職員や支援スタッフの参画）
 - ・教育委員会の支援体制
 - ・ICTの環境整備（校務支援システムの導入）
 - ・保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築
- 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）
- 学校が作成する計画等の見直し
- 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

IV 学校の組織運営体制の在り方

- 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制
 - ・校務分掌の見直しと業務の平準化
 - ・事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化
- 各教育委員会が改善すべき組織運営体制
 - ③ **新 教員不足の解消**
補充講師確保の対策を実施、新たな短時間勤務形態を導入、人材の確保に向け採用試験を見直し

V 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

- 働き方改革の進捗状況・結果の公表
- 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有
- ③ **新 働き方改革の好事例の共有**
各学校で実践している働き方改革の好事例・アイデアを共有できるプラットフォームを設置し、各学校での取組を促進

学校における働き方改革推進プラン

令和5年3月改定

奈良県教育委員会

目 次

ページ

I	「学校における働き方改革推進プラン」が目指すもの	1
1	教育長のメッセージ（本プランの趣旨）	1
2	現状	2
3	国の動き	4
4	本プランに関する県教育委員会のこれまでの動き	6
5	取組項目と期間について	6
II	勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進	7
1	勤務時間管理の徹底	7
(1)	勤務時間の正確な把握方法	
(2)	「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用	
(3)	在校等時間データの分析・活用	
(4)	勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割振り、休憩時間、変形労働時間制）	
(5)	勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等）	
(6)	保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）	
2	労働安全衛生管理の徹底	12
3	教職員のメンタルヘルス対策	13
(1)	予防的取組の推進	
(2)	復職支援の取組の推進	
4	評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革	15
(1)	人事評価における評価項目の整備	
(2)	管理職、教職員の意識改革（研修の充実）	
(3)	学校評価での点検・教育委員会の自己点検	
III	学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化	18
1	各教育委員会が取り組むべき方策	18
(1)	各学校における方針・計画の策定の促進と支援	
(2)	学校が担っている業務の仕分け・整理	
2	各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務	20
(1)	地域ボランティアとの連絡調整	
(2)	調査・統計等への回答等	
(3)	部活動に対する方向性	
(4)	給食時の対応	
(5)	学校行事等の準備・運営	
(6)	「チームとしての学校」（事務職員や支援スタッフの参画）	
(7)	教育委員会の支援体制（専門家の活用、福祉部・警察等との連携）	
(8)	保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築	
(9)	ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化	
(10)	教職員の研修制度の改善	
(11)	学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化	
3	各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）	29
4	学校が作成する計画等の見直し	30
5	働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施	31
IV	学校の組織運営体制の在り方	32
1	各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制	32
(1)	委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化	
(2)	主幹教諭、各主任等の役割	
(3)	若手教員への校内支援	
(4)	事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化	
2	各教育委員会が改善すべき組織運営体制	35
(1)	求められる能力の明確化（教特法第22条の3「資質向上に関する指標」）	
(2)	若手教員への働き方改革の観点での支援	
(3)	人材バンクの整備	
(4)	教員不足の解消	
V	働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ	38
1	働き方改革の進捗状況・結果の公表	38
2	教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有	39
3	働き方改革の好事例の共有	40

I 「学校における働き方改革推進プラン」が目指すもの

1 教育長のメッセージ（本プランの趣旨）

持続可能な「質の高い教育」を目指して

奈良県教育委員会 教育長 吉田 育弘



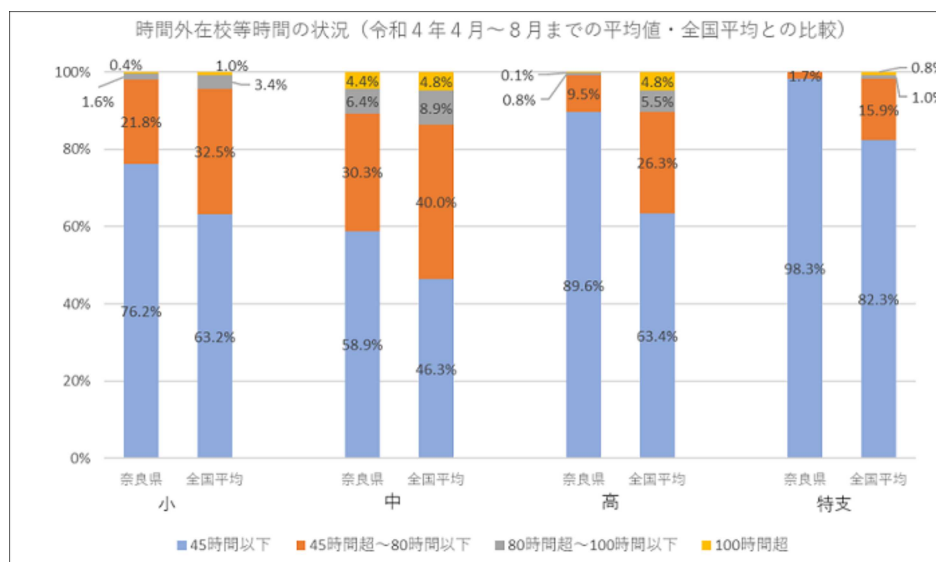
“今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。”

上の文章は平成31年1月25日の中央教育審議会答申の中で示されたものです。奈良県教育委員会として、次の世代の新しい学校をイメージするとき、まさにこの答申にある「選択」と向き合わずにはられません。勤務実態調査から奈良県でも長時間勤務の実態が明らかになっているからです。我々は、これまでの学校の「常識」を見直し、勤務時間の中で終わらせることのできる学校業務へと変革しなくてはなりません。それによって教員が本来の輝きを取り戻し、必要性の高い一つ一つの教育活動に磨きがかかる。ひいてはそれが子どもたちの瞳の輝きにつながる。それこそが次の世代の学校が目指す方向なのです。つまり「教員の働き方改革」の目的は「教育の質の向上」そのものなのです。

本プランは、県教育委員会としての取組の方向と目標を示しますが、市町村教育委員会や学校、地域や保護者の皆様方との協働が必要です。どうぞよろしくお願いいたします。

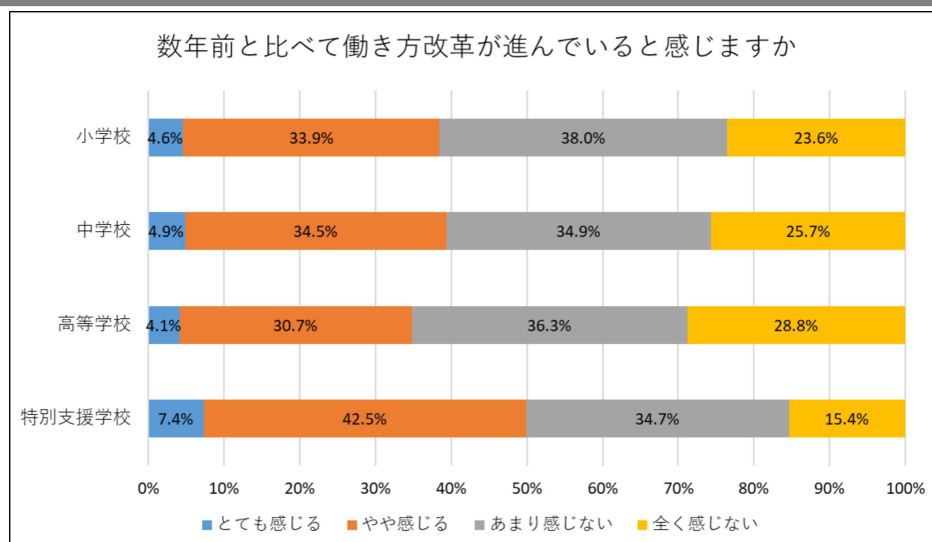
2 現状

時間外在校等時間が45時間超の割合が奈良県は全国平均より低い。しかし中学校では4割以上、小学校で2割以上が月平均45時間超となっている。また中学校では、1割以上が過労死ラインである80時間超となっており、今後改善が必要。



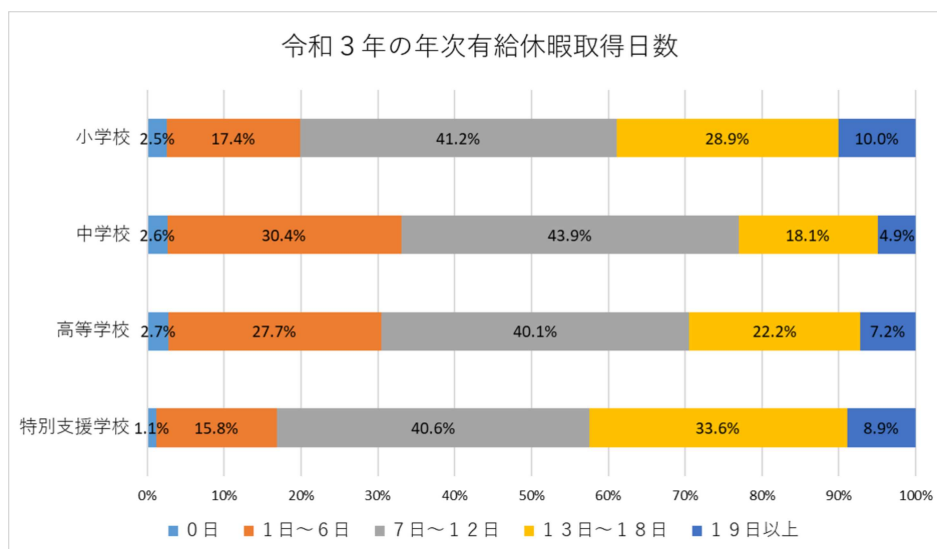
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)

全校種において、過半数が働き方改革が「あまり進んでいると感じない」「全く進んでいない」と回答



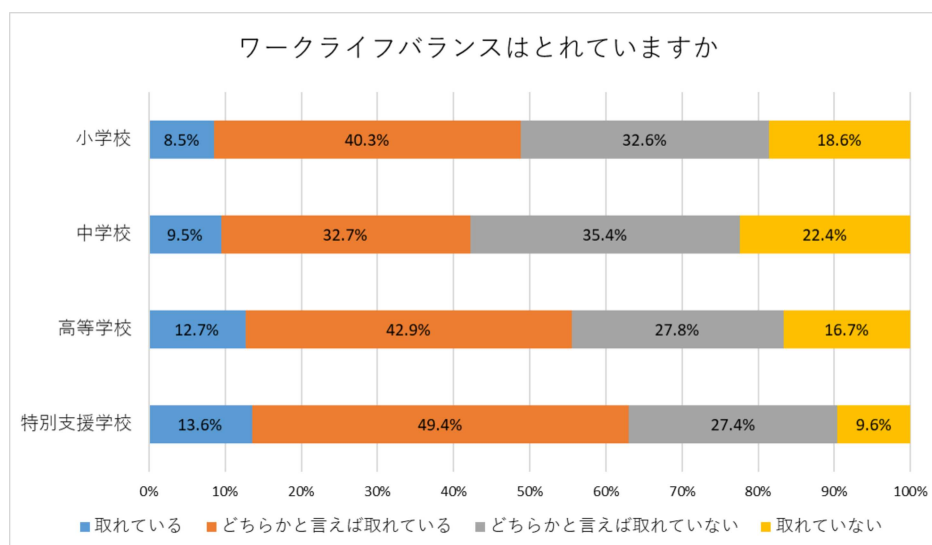
「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

中学校及び高等学校においては、3割の教職員で年間の年次有給休暇取得日数が6日以下となっている。



「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

小学校及び中学校において、過半数の教職員がワークライフバランスを「取れていない」「どちらかと言えば取れていない」と回答している。



「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

3 国の動き

- (1) 「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」(中央教育審議会答申・平成31年1月)では下の14の業務を3種類に分け、改善の方向を示しています。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭の連携) ⑩ 授業準備 (補助的業務への [*] SSの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのSSの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等、外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員、外部人材等協力) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携協力)

*SS…スクール・サポート・スタッフ

- (2) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省・平成31年1月)において超過勤務の上限を示し、服務監督権者である教育委員会にも方針の策定とその周知、徹底、検証、公表等を要請しています。

<p><示された上限時間の内容></p> ① 公立学校教師の超過勤務(条例等で定められた勤務時間を超えた在校等時間)の上限を月45時間、年間で360時間以内とすること。 ② 通常予見することができない一時的又は突発的な事情による特例があったとしても年に6月以内の範囲でしか①の上限を超えることはできず、この場合であっても月100時間未満、年間720時間以内とし、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)の平均が80時間を超えることができない。
--

- (3) 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(文部科学事務次官・平成31年3月)では、具体的な取組を指示し、各教育委員会の取組の進捗状況を把握し公表するとしています。加えて、県教育委員会には、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して周知を図るとともに十分な指導・助言をするよう要請しています。
- (4) 令和元年7月1日を基準日として、(3)の通知の徹底状況を把握するため、全国1778教育委員会等に対して、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を文部科学省が直接実施し、令和元年12月25日に結果が公表されました(以後毎年実施)。

(5) 令和元年12月4日、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(以下、「改正給特法」という。)が参議院本会議で成立しました。同年1月に示された(2)の「ガイドライン」を給特法上に根拠ある指針として格上げされたことと、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を導入できることが大きな改正点となりました。

この給特法改正案には、衆議院、参議院においてともに附帯決議がなされており、以下に示す内容等が挙げられています。あわせて教育職員の処遇の改善や、3年後を目途に実態調査を行うことなどが、明記されました。

- 教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握し、その記録が公務災害認定の重要な資料となることから公文書として管理保存すること。
- 自宅等への持ち帰り業務時間が増加することのないよう趣旨を明確にすること。
- 学校規模にかかわらず、ストレスチェックを完全実施するよう努めること。
- 長期休業期間における大会を含む部活動や研修の縮減を図り、変形労働時間制を活用した休日のまとめ取りができるようにすること。
- 指針における在校等時間の上限と、部活動ガイドラインを遵守すること。
- 教育委員会は、学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。
- 国は、抜本的な教職員定数の改善や、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充を始めとした環境改善のための財政措置を講ずること。
- 部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

(6) 令和2年1月17日、「改正給特法」により加えられた第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。本指針は「改正給特法」の施行日と同じく、令和2年4月1日から適用され、各教育委員会においては、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定と併せて、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底が求められています。

(7) 「学校における働き方改革推進本部」を毎年開催し、学校における働き方改革に係る文部科学省の取組の進捗状況について議論しています。

(8) 令和元年度から毎年作成している「学校における働き方改革事例集」について、全国の学校から集めた、どの学校でも実現できそうな取組を、分野ごとに削減目安時間とともに記載するなど、大幅改定を加え、令和3年3月に公表しています。

(9) 教員の業務内容ごとの勤務時間数を把握すること、また、教職員や専門スタッフの配置状況と教員の勤務時間・労働負荷との関係性などを検証することにより、今後の教育環境の改善につなげることを目的として、令和4年7月に「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査」を実施しました。

4 本プランに関する県教育委員会のこれまでの動き

- (1) 令和2年3月に「学校における働き方改革推進プラン」(本プラン)を策定。令和2～4年度は本プランに基づき各種取組を実施しました。
- (2) 令和3年3月策定「第2期奈良県教育振興大綱」(対象期間は令和3年度～令和6年度)に学校における働き方改革について記載しました。大綱を受け、県教育委員会で策定の「奈良の学び推進プラン」にも同改革の推進について記載しました。
- (3) 定期的に「働き方改革推進会議ワーキング」を開催し、進捗状況等を管理しています。また、学校関係者も含めた「学校における働き方改革推進会議」を毎年開催し、課題や取組について意見交換を行っています。
- (4) 奈良県では、働く人がやりがいをもって、健康でいきいきと働くことができる良い職場づくりを推進する「地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例」が令和5年4月1日に施行されます。県教育委員会としてもその基本理念にのっとり取組を進める必要があります。
- (5) 令和4年11月実施した「令和4年度学校における働き方改革に関するアンケート」及び、文部科学省が令和4年度に実施した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を踏まえ、令和5年3月に本プランを改定しました。

5 取組項目と期間について

- (1) 本プランは、前々項(3)で述べた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」に対応する項目及びその他県独自の項目に関して、その実現に向けて具体的な目標を示します。
- (2) 各市町村教育委員会や公立小・中学校(義務教育学校を含む。以下「小・中学校」という。)においても、このプランの趣旨を理解していただき、業務改善についての方針を設定するなど連動した取組を要請します。
- (3) 本プランの取組期間は令和7年度末までとし、その成果や進捗状況を検証するものとし、検証結果についてはWebページ等で公表します。

II 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

I 勤務時間管理の徹底

(1) 勤務時間の正確な把握方法

教職員の勤務時間管理を徹底すること。事務負担が極力かからないよう、自己申告方式ではなく、サービス監督権者は、ICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

【これまでの取組・現状】

➡ ・令和2年7月から県立学校で勤務時間管理システム稼働

参考値

・ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握
(市町村教育委員会の実施割合)…89.7%(全国値93.3%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

✍ 全ての学校において、ICカード等の客観的な方法による勤務時間管理が実施されるよう、未実施の市町村教育委員会に対して、早期に適切な勤務時間管理ができる環境の構築を要請します。

[教職員課]

(2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用

- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組を進めること。
- 今後、当該ガイドラインの根拠が法令上規定された場合には、各地方公共団体においても、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を条例や規則等で根拠付けることが考えられる点に留意すること。

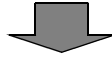
【これまでの取組・現状】

➡ ・県教育委員会においては規則等を整備済
「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」
(令和2年4月1日付施行)
・令和2年4月に市町村教育委員会あて方針等の策定について通知

参考値

・上限指針を踏まえた教育委員会規則等の整備(市町村教育委員会の策定割合)
…43.6%(全国値75.4%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

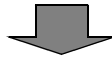
- ✎ 全ての市町村教育委員会において速やかに方針を策定し、確実に遵守されるよう引き続き要請します。
[教職員課]

(3) 在校等時間データの分析・活用 **新規**

ICTの活用等によって得られた教職員の在校等時間データについて、各学校の管理職は長時間労働改善の取組検討に活用すること。また教育委員会において分析を行い、その結果を各学校へ提供することで、管理職への意識付けと長時間労働改善のための取組を促すこと。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・県立学校において出退勤システムの在校等時間に基づく過重労働対策の面接指導を実施



【今後の取組】

- ✎ 県立学校において、出退勤管理システムの在校等時間に基づき、過重労働対策のための健康管理医による面接指導の実施を徹底します。また、健康管理医の指導内容を踏まえた管理職による環境改善の取組についても、確実に実施します。
- ✎ 県立学校において、管理職は教職員の在校等時間データを活用し、学校内の業務分担の見直し、教員間の業務量の平準化など長時間労働改善のための取組を実施します。
- ✎ 県立学校における在校等時間データを集計・分析し、定期的に各学校長へ提供します。
- ✎ 各市町村教育委員会においても、在校等時間データを活用し、上記と同様の取組を行うよう要請します。
[教職員課]

(4) 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割振り、休憩時間、変形労働時間制）

- 登下校時刻、部活動、会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した休憩時間設定を行うこと。
- 通常の勤務時間外の時間帯にやむを得ず勤務を命じざるを得ない場合には、服務監督権者は正規の勤務時間の割振りを適正に行う措置を徹底すること。
- フレックス制を活用し、各教職員の状況に応じて、柔軟で多様な勤務形態を選択できるようにすること
- 長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定するなどの工夫を行うこと

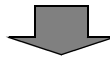
【これまでの取組・現状】

- ➔ ・休憩時間の一斉付与の例外に関する規程整備
- ・勤務時間の割振り等に関する規則の制定
- ・フレックス制に関する規則の制定
- ・学校閉庁日の設定

参考値

- ・休憩時間の一斉付与の例外制度を活用し、所定の休憩時間以外に設定されたことがあるか
小学校13.1% 中学校13.5% 高等学校14.0% 特別支援学校44.5%
 - ・勤務時間の割振り制度について管理職からの提案等があった
小学校40.5% 中学校30.5% 高等学校44.7% 特別支援学校77.2%
 - ・フレックス制度を活用したことがある
小学校3.7% 中学校3.6% 高等学校9.4% 特別支援学校3.3%
- 「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)
- ・学校閉庁日の設定(市町村教育委員会の設定割合)
…100%(全国値98.6%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 休憩時間の一斉付与の例外制度の活用が進んでいないことから、校長会等で改めて制度説明を行うとともに、教職員への提案の促進を呼びかけます。
- ✎ 令和3年度から制度化した、「勤務時間の割振り」や「フレックス制」について、制度の理解が深まり活用が促進されるよう、質疑応答集の充実や研修会の開催などを実施します。
- ✎ 変形労働時間制については、市町村教育委員会や学校からの理解が得られるよう、制度の手引きや質疑応答集などを作成し、制度導入に向けた取り組みを進めます。
- ✎ Google Workspace for Educationを用いて服務制度に関する通知や様式を容易に入手できるWebサイトを作成します。

[教職員課]

(5) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等）

教師が保護者や外部からの問い合わせへの対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障が生じないように連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・県立学校における勤務時間外の緊急時連絡体制の整備実施
- ・市町村教育委員会に働き方改革を意識した緊急連絡対応の見直しを要請

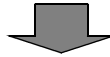
参考値

- ・留守番電話の設置やメール等による連絡対応等の体制整備を行った県立学校の割合（留守番電話のみ把握）…76.2%

「令和5年1月県教育委員会調べ」

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話等の設置やメールによる連絡対応の体制を整備（市町村教育委員会の実施割合）…46.2%（全国値56.1%）

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（文部科学省）



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、留守番電話の導入、学校・保護者間の欠席連絡等のメール配信システムの活用などにより、勤務時間外の緊急連絡対応等の体制を整備します。また、市町村教育委員会にも導入を目指すよう要請します。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(6) 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）

適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解を得る。学校運営協議会の設置を県内に拡充し、その場を活用すること。各教育委員会は、地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）やPTA等の協力も得ながら、学校に対して必要な支援を行うこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・保護者・地域の方々向けのリーフレットを令和2年に発行・配布
- ・学校運営協議会の設置拡充に向け、令和3年度は41カ所の市町村教育委員会及び学校等へ訪問・研修及びCSアドバイザーを派遣

参考値

・コミュニティ・スクールの導入率…37.5%(全国値42.9%)

「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(文部科学省)

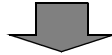
・地域と連携・協働することが学校の業務負担軽減や業務改善につながるために必要な要素(管理職対象)

学校の現状について地域の理解が深化すること …65.7%


多くの地域人材(地域ボランティア)を確保すること …60.8%

地域人材による地域学校協働活動推進員等が配置されること …49.2%


「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)




【今後の取組】

 保護者・地域の方々向けのリーフレットを継続的に発行・配布します。

[教職員課]

 学校の現状について地域の理解を深めるため、学校運営協議会の場の活用を推進します。なお、小・中・義務教育学校における学校運営協議会の導入においては、市町村教育委員会を通じて必要な支援をします。

 学校が地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)やPTA等と連携体制を構築する際、市町村教育委員会がその伴走・支援を行うよう要請します。

[人権・地域教育課]

2 労働安全衛生管理の徹底

労働安全衛生法により義務付けられている管理体制の未整備は法令違反であり、学校の設置者は速やかに体制の整備を行うこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・健康教育等担当者連絡協議会や教育長会等において、労働安全衛生管理体制の整備について要請

参考値

・域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施（市町村教育委員会の実施割合） …71.8%（全国値88.6%）

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（文部科学省）

・労働安全衛生法で義務化されているものについて、設置・選任しているか

※（ ）内は全国平均値

衛生管理者 …小学校75.0%（90.7%）、中学校66.7%（92.4%）

産業医 …小学校100%（80.6%）、中学校50.0%（84.9%）

衛生委員会 …小学校25.0%（84.8%）、中学校50.0%（88.2%）

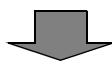
衛生推進者 …小学校92.4%（93.6%）、中学校88.0%（92.2%）

「令和3年度公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」（文部科学省）

・県立学校における衛生委員会の実施率（毎月1回以上開催している学校の割合）

…71.4%

（県教育委員会調べ：令和4年4月～9月実施分）



【今後の取組】

- ✎ 全ての学校で適切に労働安全衛生体制が整備され、ストレスチェックについても実施されるよう、未実施の市町村教育委員会に対して、早期の整備を要請します。
- ✎ 県立学校における労働安全衛生委員会が月1回確実に実施されるよう、各校長に指導していきます。

[教職員課]

3 教職員のメンタルヘルス対策 **新規**

(1) 予防的取組の推進

教職員のメンタルヘルスに関する相談体制を強化し、メンタル不調者の早期発見と適切な対応を図ること。

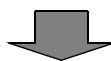
【これまでの取組・現状】

- ➡ ・ストレスチェックの結果が高ストレスであった職員について、本人が希望すれば産業医(健康管理医)の面接を実施
- ・職場の環境改善のための研修を実施
- ・中堅教職員や新規採用職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施
- ・県教育委員会事務局、市町村教育委員会及び県立学校・市町村立小中学校の管理職を対象にメンタルヘルスセミナーを開催
- ・公立学校共済組合非加入者を対象に臨床心理士によるカウンセリング窓口を設置(公立学校共済加入者は共済組合が別途実施)

参考値

- ・悩みを抱えている教職員の方は、どのような相談窓口の設置を希望しているか
- 専門医(精神科)への相談・・・35.2%
- 臨床心理士への相談・・・・・・31.1%
- 健康管理医への相談・・・・・・25.7%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✍ 県教育委員会において、ストレスチェックの結果が高ストレスで希望する職員に対して、引き続き産業医(健康管理医)の面接を実施します。市町村教育委員会にも同様の取組を要請します
- ✍ 県教育委員会において、メンタルヘルスに関する各種研修・セミナーを引き続き開催します。
- ✍ 県教育委員会において、教職員のメンタルヘルスに関する新たな相談窓口を設置します。また、市町村教育委員会にも相談体制の強化について要請します。

[教職員課]

(2) 復職支援の取組の推進

精神疾患により特別休暇取得・休職している教職員が、スムーズに職場復帰できる仕組みを構築すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・教育研究所において、特別休暇(精神による疾病でうつを除く)を取得している教

諭(採用後15年まで)について、市町村教育委員会と学校長に原因等聞き取り調査を実施。

参考値

- ・精神疾患により休職している教職員数
小学校24人 中学校13人 高等学校8人 特別支援学校4人
- ・精神疾患により休職している教職員数が全教職員に占める割合
小中学校0.48%(全国平均0.64%)

「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 実情に合った支援体制を構築するため、教育研究所の聞き取り調査等をもとに、教職員の復帰を支援します。

[教職員課]

4 評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革

(1) 人事評価における評価項目の整備

学校の教職員一人一人が業務改善の意識をもつために、人事評価について働き方も含めた目指すべき教師の姿を提示すること。管理職の登用等の際には、働き方改革への取組状況を適正に評価すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・管理職が入れ替わっていく現状を踏まえて、評価者研修会を毎年実施
- ・令和2年度の人事評価制度改正において、評価項目の視点として「業務改善の推進」「働き方改革の推進」を追加
- ・自己申告評価シートの「学校運営に係る重点目標」について、「業務改善の推進」の視点を踏まえて目標を設定。



【今後の取組】

- ✎ 評価者研修会を継続するとともに、より丁寧な研修内容にします。
[教職員課]

(2) 管理職、教職員の意識改革（研修の充実）

- 管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力を重視すること。学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、加えて働き方に関する校内研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせること。
- 教員研修施設等において実施される校外研修の精選やオンラインによる研修の実施など過度に負担とならないよう必要な配慮を行いつつ、各種研修に働き方改革や勤務時間を意識した業務改善等についての講義・演習を取り入れること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・校長研修において組織マネジメントの内容の講義を実施
- ・副校長・教頭研修講座及び子どもの自殺予防研修講座等において、働き方改革、業務改善及びメンタルヘルスに関する内容の講義・演習を実施
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の措置により、研修講座の多くを遠隔研修等に切り替え、内容の精選、時間の短縮等により実施
- ・初任者研修講座等において、セルフマネジメント及びメンタルヘルスの内容を盛り込んで実施
- ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修(オンデマンド研修)として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施

参考値

- ・働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合
 - 管理職 感じる:57.6% 感じない:42.4%
 - 教職員 感じる:36.6% 感じない:63.4%
- ・遠隔研修のメリットが大きいと感じている教職員の割合
 - 管理職 感じる:33.7% 感じない:9.8% 内容等による:56.5%
 - 教職員 感じる:39.7% 感じない:10.9% 内容等による:49.4%
- ・参集型が望ましいと思う研修内容
 - 管理職 演習を伴う研修:60.2% 初任者・新採研修:44.9%
 - 管理職研修:30.2%
 - 教職員 演習を伴う研修:52.7% 初任者・新採研修:22.5%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 管理職の資質向上に関する指標に基づき、働き方改革の研修を、継続して実施します。また、校長が学校経営方針における働き方に関する視点を明確化させ、業務改善に向けた校内研修などで教職員の意識を変えていく取組を進めるよう市町村教育委員会を通して要請します。
- ✎ 教育研究所で実施する研修講座について、内容により実施方法を見直し、ICTを活用した遠隔研修やオンデマンド研修を積極的に取り入れるとともに、今後も業務改善等についての講義・演習を実施します。
[教育研究所]

(3) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

働き方に関する項目を学校評価に位置付け、業務改善の点検・評価の取組を推進するよう所管の学校に対して指導すること。教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、実効性の観点から自己点検・評価すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・管理職に対して県立校長会で連絡
- ・県立学校に対して学校評価の重点的な項目として位置付けるようメール連絡
- ・取組の状況の検証・評価を行い、学校における働き方改革推進会議において議論
- ・地教法に基づく教育委員会内の点検・評価に位置付け(R3年度実績についてR4に評価)



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、学校評価に位置付けた働き方に関する項目に基づき、業務改善の点検・評価の取組を推進します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

✎ 引き続き毎年度、取組の状況の検証・評価を行い、学校における働き方改革推進会議において議論します。

✎ 引き続き、働き方改革を地教行法に基づく県教育委員会の点検・評価項目として位置付けるとともに、市町村教育委員会へも要請します。

[教職員課]

Ⅲ 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化

Ⅰ 各教育委員会が取り組むべき方策

(1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援

域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を策定するに当たっては、教育委員会が課している業務（調査・依頼事項含む）の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（KPI）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、フォローアップすることで業務改善のPDCAサイクルを構築させること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・国通知、本プランの配布等により業務改善を積極的に進めるよう周知
- ・学校行事等の精選や見直しの実施、教育課程の単位数の見直し、校務分掌の見直し、会議の削減、業務の平準化等について要請
- ・学校への調査、依頼事項について県教育委員会内で見直しを要請
- ・県立学校向け学校評価の重点的な項目として位置付けるよう連絡(再掲)

参考値

- ・所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定(市町村教育委員会の実施割合)
…30.8%(全国値64.9%)
- ・学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施し、業務改善のPDCAサイクルを構築(市町村教育委員会の実施割合)
…23.1%(全国値44.4%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、学校評価と連動した1校1項目以上の業務改善目標を定め、毎年度の評価を通じた見直しを行うよう指導します。また、同様の内容の実施について市町村教育委員会に引き続き要請します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(2) 学校が担っている業務の仕分け・整理

- 現在学校が担っている業務について、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者（教育委員会、家庭、地域住民、業者等）に積極的に移行していくこと。
- 学校が担う業務を①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが負担軽減が可能な業務のいずれであるかを仕分け、本来教育委員会が担うべき業務については責任をもって対応し、それ以外の業務については他の主体に対応を要請すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・各郡市校長会等において、市町村教育委員会に学校が担っている業務の仕分け・整理を積極的に行うように依頼

参考値

・学校が担っている業務の仕分け・整理の状況(P41参照)

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 県立学校においては、引き続き、本来学校・教育職員以外が担うべき業務について、中心となるべき担い手へ積極的に移行します。
- ✎ 小学校、中学校、義務教育学校においては、地域との関係の中で精選しにくい業務があるので、市町村教育委員会が積極的に地域が担うべき業務を学校と共に選定して移行させるように要請します。
- ✎ 首長部局や教育委員会事務局、地域等が主体となる休日の行事等は、たとえ児童生徒が参加する行事であっても、教育職員に引率等を依頼しないことを原則とします。もし教育職員に依頼しなければ成立しにくい行事があるとすれば見直しを要請します。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

2 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務

(1) 地域ボランティアとの連絡調整

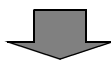
- 各教育委員会は、地域学校協働活動推進員の委嘱等や地域ボランティアの配置により、学校と地域ボランティアとの円滑かつ効果的な連絡調整を推進すること。
- 各教育委員会は、地域連携担当教職員について、学校における地域連携の窓口として校務分掌上位置付け、学校管理規則や標準職務例に規定すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・地域学校協働活動推進員の委嘱等や地域ボランティアの配置促進のため、令和3年度は28市町村教育委員会への訪問支援を実施

参考値

- ・地域学校協働本部の整備率…96.8%(全国値69.2%)
「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(文部科学省)
 - ・地域と連携・協働することが学校の業務負担軽減や業務改善につながるために必要な要素(管理職対象)(再掲)
 - 学校の現状について地域の理解が深化すること …65.7%
 - 多くの地域人材(地域ボランティア)を確保すること …60.8%
 - 地域人材による地域学校協働活動推進員等が配置されること …49.2%
- 「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 地域人材による地域学校協働活動推進員等が、地域学校協働活動の企画・運営・連絡調整等を担う体制を構築するよう市町村教育委員会に要請し、適宜必要な支援をします。
[人権・地域教育課]

(2) 調査・統計等への回答等

- 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。
- また、各種団体等の調査や出展依頼、配布依頼等については、教育委員会や学校によらない児童生徒への周知方法の検討などの協力を要請すること。
- 民間団体等からの依頼については、真に効果的で必要なものに精選すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・県教育委員会による学校への調査・照会についてとりまとめ、依頼数の縮減に取り組むとともに、市町村に向け同様の協力依頼
- ・市町村・県立学校に対して、国の周知等に合わせ、プランに沿っての取組推進を依頼

- ・地域・保護者向けリーフレットにて、学校を通じた配布物、各種募集等の配慮について協力依頼

参考値

- ・教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している
(市町村教育委員会の実施割合) …59.0%(全国値68.4%)
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)
- ・県教育委員会からの照会・調査は数年前と比べて減ってきたと感じるか(管理職)

感じる	1.6%
どちらかと言えば感じる	19.2%
どちらかと言えば感じない	41.4%
感じない	37.8%
- ・現在の照会・調査量についてどの程度か(管理職)

多い	46.3%	やや多い	29.8%	普通	23.9%
----	-------	------	-------	----	-------

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 県教育委員会による学校への調査・照会について、調査項目の重複排除・ICTの活用による回答方法の工夫等、報告者負担の軽減に向けた見直しを行います。
- ✎ 民間団体等からの各依頼について、学校において基準を定め、真に必要なものを取捨選択します。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(3) 部活動に対する方向性

- 教員採用や人事配置等においては、授業力、生徒指導力等を評価し、部活動の指導力や専門性はあくまでその付随的なものとして考えること。
- 一部保護者の部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、高等学校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方を見直すこと。
- 学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化すること。
- 民間団体も含めた地域のクラブ等との連携を積極的に進めること。
- 将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることを検討すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・「奈良県部活動の在り方に関する方針」の策定(令和2年4月)
- ・文部科学省事業「部活動指導員配置促進事業」の実施
- ・スポーツ庁委託事業「地域部活動推進事業」の実施
- ・「中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動における実態調査」の実施

参考値

- ・「部活動指導員配置促進事業」を活用する市町村…22市町村
- ・「地域部活動推進事業」を活用する部活動数…3市村6部活動
- ・県内中学校の部活動休養日の遵守率(休養日週2日以上の割合)…89.7%
「中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動における実態調査」(令和4年度上期(4月～9月)時点)
(県教育委員会)
- ・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている(市町村教育委員会の実施割合)…66.7%(全国値71.0%)
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 教員採用や人事配置においては、これまでどおり、人間性、教養、生徒指導力、授業力、対応力などを評価し、部活動の指導力や専門性は付随的なものとして考えます。
- ✎ これまでどおり、部活動に著しく偏った評価をしない入学者選抜を維持します。
- ✎ 令和2年4月策定の「奈良県部活動の在り方に関する方針」に示している休養日、活動時間等の遵守により適正化を徹底します。
- ✎ 生徒や部顧問の負担が過度とならないよう、体育及び文化に関する関係団体との連携推進に取り組みます。
- ✎ 中学校における休日の部活動の地域移行を推進します。
将来的に中学校における部活動を学校単位から地域単位の取組に移行していくために、まずは休日の部活動の地域移行について推進します。
[学ぶ力はぐくみ課・特別支援教育推進室・健康・安全教育]

(4) 給食時の対応

- 学級担任と栄養教諭の連携により、学級担任の負担を軽減すること。
- ランチルームで複数学年が一斉に給食をとったり、教師の補助として地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、給食指導における教師の負担を軽減するための運営上の工夫を図ること。
- 学校給食の食物アレルギー対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わないこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・「学校におけるアレルギー疾患対応指針」の改定(令和2年11月改定)
- ・「奈良県学校給食の手引き書」の作成ワーキングの実施

参考値

- ・「学校における食物アレルギー対応マニュアル」作成率…小67%, 中63%

「学校給食における食物アレルギー対応に関する実施状況について」(令和3年2月時点)
(県教育委員会)

- ・給食時は、栄養教諭と連携するほか、地域人材の協力を得ている
(市町村教育委員会の実施割合) …17.9%(全国値20.7%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 「奈良県学校給食ハンドブック」の活用を通して、栄養教諭・学校栄養職員と学級担任のスムーズな連携による効果的・効率的な食育指導及び給食指導が展開されるよう市町村教育委員会に要請し、適宜必要な支援をします。
- ✎ 教師の負担を軽減する給食指導の工夫や人材活用並びに施設設備の充実・改善を市町村教育委員会に要請します。
- ✎ 食物アレルギー対応については、市町村教育委員会に対して、事故防止を最優先とした上で、各市町村ごとに、施設設備、人員等の諸条件を踏まえ、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の作成を推進します。

[健康・安全教育課]

(5) 学校行事等の準備・運営

- 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めること。
- 地域行事と学校行事の合同開催、効果的・効率的な実施を進め、地域の記念行事としての要素が大きい行事等は学校から切り離して地域行事へ移行すること。
- 学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に授業時数に含めること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校行事等の実施状況の調査、各校へ協力依頼。
・文科省通知の周知により、市町村教育委員会に学校行事の精選等を図るよう要請

参考値

- ・学校行事等の精選や見直し、準備の簡素化等を進めた県立学校の割合
…100%

「令和3年5月県教育委員会調べ」

- ・学校行事等の精選等を行っている市町村の割合
…64.1%(全国値81.5%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 市町村教育委員会において、地域行事との合同開催や移行が可能な学校行事を洗い出し、積極的に推進するよう要請します。
- ✎ 可能な行事について各教科と関連する内容を盛り込み、授業時数に含めます。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(6) 「チームとしての学校」(事務職員や支援スタッフの参画)

事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)、その他の支援スタッフについて、人員が確保できるよう必要な支援を行うように努めること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・スクールカウンセラーの配置校数の増加
・学習指導員等の外部人材の確保のための支援

参考値

- ・県立学校に教員業務支援員を配置…8校
(令和4年12月県教育委員会調べ)
- ・県費スクールカウンセラーの配置校数の増加…156校
(令和4年4月県教育委員会調べ)
- ・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画
(市町村教育委員会の実施割合) …66.7%(全国値71.0%)
- ・教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとした支援スタッフの参画を推進
(市町村教育委員会の実施割合) …56.4% (全国値81.4%)
[令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査](文部科学省)



【今後の取組】

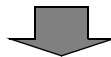
- ✎ 専門的な支援により、児童生徒にある課題の早期解決が期待されます。そのためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めてきましたが、今後も、さらに配置校数や時間数の拡充に努めます。
- ✎ その他の支援スタッフ(特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)、理科支援員など)についても拡充を目指し、市町村教育委員会にも拡充を要請します。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室、教職員課、教育研究所]

(7) 教育委員会の支援体制（専門家の活用、福祉部・警察等との連携）

- 保護者や地域、関係機関との間で法的な整理を踏まえた役割分担・連携を図ることが重要であり、学校がトラブル等の課題に直面した際には、教育委員会が積極的に学校を支援するとともに、弁護士等の専門家から法的なアドバイスを受けられるようにすること。
- 福祉部局や警察等関係機関との連携を促進するために、教育委員会が主導して連携・協力体制を構築すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・教育委員会による積極的な支援の実施
指導主事・生徒指導支援アドバイザーの派遣 440回(令和4年12月末時点)
知事部局の法律相談活用
- ・福祉部局との連携会議等の開催参加
奈良県「警察・教育委員会等」連絡会議(令和4年5月23日)
奈良県子どもを虐待から守る審議会(令和4年11月17日)
「奈良県要保護児童対策地域協議会」代表者会議(令和4年12月27日)
- ・学校と関係機関との連携
子どもの安全に関する会議(警察) 令和4年5月26日
学警連絡会(警察) 令和4年11月1日
奈良県高等学校等生徒指導研究協議会
ブロック別子ども家庭相談センターとの連絡会 令和4年9月27日
中学校生徒指導部会への警察及び子ども家庭相談センターの参加 原則毎回



【今後の取組】

- ✎ 学校で生じたトラブル等に対して、首長部局の法律相談を積極的に活用することにより、学校、教育委員会事務局及び専門家の三者が初期段階から一体となって取り組むことができる体制を継続します。
- ✎ 平成29年3月に「学校・警察連携制度」と改称し、それまでの学校と警察との連携をより強化しています。児童生徒の補導時の対応等については、第一義的には保護者が担うべきであることを保護者や地域に周知するとともに、警察とも連携して進めます。
児童虐待の対応に当たっては、福祉部局との連携が重要であることから、福祉部局が主催する会議に積極的に参加し、連携をより深めます。
各校生徒指導担当者にも、警察や市町村の福祉部局、子ども家庭相談センターと顔の見える関係を構築するよう指導していきます。

[教育研究所]

(8) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）の整備により家庭や地域と教育目標を共有し、その実現に向け連携・協働しながら学校運営を行うこと。
- 学校施設の地域開放に当たっては、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校運営協議会の設置拡充に向け、令和3年度は41カ所の市町村教育委員会及び学校等へ訪問・研修及びCSアドバイザーを派遣

参考値

・コミュニティ・スクールの導入率…37.5%(全国値42.9%)

「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築を図るため、小・中・義務教育学校における学校運営協議会の設置率を全国平均以上にすることを目指します。なお、学校運営協議会の導入においては、市町村教育委員会を通じて必要な支援をします。
- ✎ 学校が地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)やPTA等と連携体制を構築する際、市町村教育委員会がその伴走・支援を行うよう要請します。
[人権・地域教育課]

(9) ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化

奈良県域統合型校務支援システムの導入等のICT環境整備により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務、進路指導関係業務などの電子化による効率化を図ること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・令和2年度から各市町村の代表が参加するGIGAスクール構想推進協議会において議論の上、カスタマイズの実施
- ・様々な機会を通じて、小・中学校、市立高等学校への導入促進について説明
- ・令和5年度中に、県内全域で統合型校務支援システム稼働予定

参考値

・学習評価や成績処理について、ICTを活用(校務支援システム等の活用)して、事務作業を負担軽減(市町村教育委員会の実施割合)
…79.5%(全国値83.4%)



【今後の取組】

- ✎ 令和5年度末には奈良県内のすべての公立小中学校で奈良県域統合型校務支援システムを導入する予定です。これにより迅速な教育情報の共有やペーパーレス化、異動の際の校務負担軽減等が更に進むと考えます。
- ✎ 現在別々に稼働している小中学校と県立高等学校の校務支援システムに関して、データ連携できるように接続工事等を行いました。令和5年度入試から調査書を電子化し指導要録、健康診断票等をオンラインで転送できるようにする他、令和6年度入試から願書を電子化する予定です。
[教育研究所]
- ✎ デジタル教材の共有化による教材研究の負担軽減を図ります。
- ✎ 採点業務におけるデジタル採点システムの活用を図ります。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(10) 教職員の研修制度の改善

- 夏休み等の研修の整理・精選を行うこと。
- 事務手続き等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図ること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修(オンデマンド研修)として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施
- ・令和3年度から、研修の申込み等にICTを活用し、事務負担軽減を促進

参考値

- ・遠隔研修のメリットが大きいと感じている教職員の割合<再掲>
管理職 感じる:33.7% 感じない:9.8% 内容等による:56.5%
教職員 感じる:39.7% 感じない:10.9% 内容等による:49.4%
- ・Google Workspace for EducationのClassroomもしくはFormsのいずれかを業務で活用している教職員の割合
管理職 活用している:93.9%
教職員 活用している:87.2%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 法制度の改定等を踏まえ、教職員の主体的・個別最適な学びを支援できるよう、

教育研究所で実施する研修講座の実施日や実施方法を見直します

- ✎ 研修の申し込み等にはGoogle Workspace for Educationを活用し、事務処理の効率化・軽減を図ります。

[教育研究所]

(II) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、必要性について精査・精選するとともに、書類や発表の簡素化など、教師の負担面に配慮すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・調査研究事業の精選、事業報告、発表原稿等の作成、発表の簡素化
- ・国調査の精選、県調査について必要性を再検討し実施を判断

参考値

- ・研究事業の簡素化を図った県立学校の割合…100%

(令和3年5月県教育委員会調べ)



【今後の取組】

- ✎ 各種調査研究について精選するとともに、学校が独自に実施する研究事業については、書類や発表を簡素化するよう支援します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

3 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）

- 教職員一人一人が自らの業務を、適正化の観点から見直すこと。
- 管理職は教職員間で業務の在り方や見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化ができるような雰囲気づくりに取り組むこと。
- 管理職が学校の重点目標や経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。
- 校長は自らの権限と責任で、伝統だからとして続けているが必ずしも適切とはいえない業務、本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大幅に削減すること（例えば、夏休みのプール指導、早朝等所定の勤務時間外の部活指導、内発的な意欲のない研究指定校、運動会の過剰な準備、休日の地域行事への参加の引率等）。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・各学校において、学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進するための話し合いの場が設定されるよう、市町村教育委員会や学校に対して、働きかけを実施。

参考値

- ・学校内の課題の共有や働き方改革等に関する話し合いの場が設定されていると回答した校長の割合
84.2%(小学校) 86.6%(中学校) 83.3%(県立学校)
- ・伝統だからとして続けているが、必ずしも適切と言えない業務、本来は地域社会が担うべき業務の削減を行ったと回答した校長の割合
24.0%(小学校) 13.7%(中学校) 10.0%(高等学校) 0%(特別支援学校)
「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)
- ・学校行事等の精選等を行っている市町村の割合(再掲)
…64.1%(全国値81.5%)
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

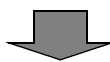
- ✎ 全ての学校で、学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進するための話し合いの場が設定されるよう、働き方改革研修会における県内学校での好事例の紹介や市町村教育委員会や学校に対して働きかけを行います。
[教職員課]
- ✎ 各項目について、県立学校や市町村教育委員会において取組を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。
[各課]

4 学校が作成する計画等の見直し

- 学校単位で作成する計画については、業務の適正化の観点から、計画の統合も含め、計画内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進すること。
- 各教科の指導計画や、個別の指導計画・教育支援計画等は、計画の内容の見直しや学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化すること。
- 教育委員会は、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、整理・合理化をしていくこと。
- 教育委員会が計画のひな形を提示する際には過度に複雑なものとしなないこと。
- 教育委員会が各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とすること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校が作成する計画等の見直しについて各校へ協力を依頼
- ・県調査について、必要性を再検討し実施の判断



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、各計画等の合理化・共有化等について推進します。
- ✎ 各項目について、市町村教育委員会においても取組を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

5 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するので、そのような教育課程の編成・実施は行わないように指導すること。
- 災害や流行性疾患の学級閉鎖などにより当該授業数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないと指導すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・教育課程の見直し(県立学校)



【今後の取組】

- ✎ 県立学校において、次年度の教育課程の編成を行う際、学校の教育目標に照らし、適切な単位数であるか点検を行います。
- ✎ 市町村教育委員会においても働き方改革に配慮した教育課程の編成を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。
- ✎ 小学校高学年における教科担任制の推進に向けた各市町村教育委員会の取組を支援していきます。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

IV 学校の組織運営体制の在り方

I 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制

(1) 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化

- 教職員の校務分掌における委員会等の組織や担当について、法令で義務付けられたものを除き、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や整理・統合を図ること。
- 会議の回数を削減し、長時間の議論は避け、意思決定の効率化を図ること。
- 校務分掌は細分化を避け包括的・系統的なグループに分けて整理すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・各校へ校務分掌等の見直し等とともに、会議の実施回数の削減やWeb会議システムの活用等を依頼

参考値

- ・職員会議(朝礼、終礼、打合わせ等を含む)の効率化を行っている(小中学校)
…76.9%(全国平均82.3%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、校務分掌についての見直し、会議等の回数の削減、Web会議システムの活用、業務の平準化を行います。
- ✎ 会議・配布物のペーパーレス化による事務負担の軽減を推進します。
- ✎ 各項目について、市町村教育委員会においても取組を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(2) 主幹教諭、各主任等の役割

主幹教諭や各主任がミドルリーダーとしての役割を発揮し学校組織マネジメントが向上するよう、校長は主幹教諭について授業数軽減措置を徹底し、各主任については適材適所で命じるようにすること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・令和3年度から主幹教諭配置校に加配している教員を再任用短時間勤務として複数校に分割して配置することを可能とし、主幹教諭の配置校の拡充を推進。

参考値

- ・令和4年度主幹教諭の配置数…義務16人、県立2人



【今後の取組】

- ✎ 主幹教諭の負担軽減措置の在り方を見直し、主幹教諭の配置数のさらなる増員を目指します。
[教職員課]

(3) 若手教員への校内支援

- 長時間勤務の傾向がある若手教員について、学校組織全体で支えること。
- 若手教師が得意とする分野の能力を積極的に生かすこと。
- 若手教師が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職等がいち早く把握し、声をかけ、ネットワーク等を生かし優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教師が孤立しないようにすること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・奈良教育大学と協働し、若手教員支援の研修を実施するとともに参考資料をWebページに掲載
- ・ネットワークを通じた若手教員同士のやりとりを可能とする「いいネットなら」のアカウントを用いた初任者研修講座等の実施

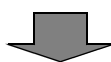
参考値

- ・若手教員支援において(Google Workspace for Educationを用いた遠隔研修の)Classroomの内容が「役立った」と回答する受講者の割合
…96.3%

(令和3年12月県教育委員会調べ)

- ・Google Workspace for Educationのツールを活用していると回答した若手教員(20~30代)の割合
…98.5%(全体:98.5%)

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 初任者研修講座において、Google Workspace for Educationの活用方法について講座を実施し、活用推進を図ります。
- ✎ 引き続き指導に役立つ参考資料等についてWebページ等で周知を図るとともに、若手教員のニーズに合った研修内容や実施時間等を踏まえた研修を充実させます。
- ✎ 初期研修の取組により、若手教員のネットワークの構築を支援します。
- ✎ 研修講座において、若手教員の悩みを共有できるよう、カウンセリングの知識やスキルアップを図る内容の充実を図ります。
[教育研究所]

(4) 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化

- 総務・財務等に通じる専門職である事務職員は、教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、校務運営への参画を一層拡大すること。
- 学校事務のグループワーキングを促進させ、学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を進めること。
- 事務職員の採用と採用後の職能成長について、その在り方を検討し、資質・能力、意欲の向上のための取組を進めること。

【これまでの取組・現状】

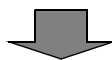
- ➔ ・市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容改正、資質向上に関する指標を整備
- ・総務事務システムを令和4年10月に導入
- ・共同学校事務室設置 令和2年度から：桜井市、令和3年度から：大淀町
- ・グループワーキング連絡会議を開催し、共通課題の検討や情報交換を実施（令和4年9月）

参考値

- ・グループワーキングの実施状況

本格実施(28市町村) 試行段階(6市町村) 未実施(6市町村)

「令和4年度学校事務の共同実施等取組状況調査」(県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 改正した標準的職務内容に基づき、各市町村教育委員会が実情に応じて、事務職員の職務内容の見直しを行うよう働きかけます。
- ✎ 毎年、グループワーキング連絡会議を開催するなど、県教育委員会として事務の共同実施を推進します。
- ✎ 共同学校事務室の設置を推進するため、市町村教育委員会が設置するに際して支援を行います。
- ✎ 事務職員の育成指標に校務運営への積極的参画を盛り込みます。
- ✎ 研修等において校務運営への参画促進に繋がる内容を盛り込むなど、事務職員の資質向上を図ります。

[教職員課]

2 各教育委員会が改善すべき組織運営体制

(1) 求められる能力の明確化（教特法第22条の3「資質向上に関する指標」）

- 教育公務員特例法に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、学校組織マネジメントの観点を明確化し適切に評価すること。
- 服務監督権者の教育委員会は、学校が抱える課題を校長と共有し、必要な情報提供を行うなど、校長と共に学校組織マネジメントの向上に取り組むこと。

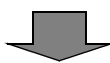
【これまでの取組・現状】

- ➔ ・「奈良県教員等の資質向上に関する指標」において、教員としての素養、授業力、生徒指導力、マネジメント力（組織マネジメントを含む）の4つの分野に分けて整理
- ・令和3年度「校長の資質向上に関する指標」を改訂し、組織マネジメントについての観点から求められる能力を明確化

参考値

- ・働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合（令和4年度）（再掲）
管理職 感じる…57.6% 感じない…42.4%
教職員 感じる…36.6% 感じない…63.4%
- ・働き方改革推進のための方策を考えるための研修があれば受講すると回答した管理職の割合…60.8%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」（奈良県教育委員会）



【今後の取組】

- ✎ 毎年度末には、その内容が時代や社会の変化に合わせたものとなるように各「資質向上に関する指標」の見直しを行い、引き続き、組織マネジメントについての観点から求められる能力を明確化し、校長と共に学校組織マネジメントの向上に取り組めます。

[教育研究所]

(2) 若手教員への働き方改革の観点での支援

学校単位を超えて若手教師が悩みを共有できるよう指導主事が支援するとともに、管理主事が学校訪問等を通じて働き方改革の観点からアドバイスできるような機会を設けること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・令和2年度：令和2年12月24日・25日の2日間、計3回、初任者研修の終了後の時間を確保し、実施
- ・令和3年度：令和3年7月30日、8月3日、12月24日の3日間、計3回実施
- ・令和4年度：令和4年7月26日、8月9日、12月26日の3日間、計3回実施



【今後の取組】

- ✎ 初任者研修において働き方について初任者教員が悩みを共有できるような機会を設け、指導主事が支援していくとともに、学校訪問等を通じて管理主事との面談の機会を設け、働き方について意見交換を行い、アドバイスします。
[教職員課、教育研究所]

(3) 人材バンクの整備

各教育委員会は、学校が多様な主体と連携したり必要な人材を確保したりするに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクを整えること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・令和2年度から、人材バンクを開設
- ・登録者情報を教職員課から各市町村教育委員会に情報提供

参考値

- ・人材バンクの令和4年度新規登録者数(令和4年12月1日時点)…56名



【今後の取組】

- ✎ 人材バンクについて市町村教育委員会にも情報提供し、連携することにより、人材の確保に努めます。
[教職員課]

(4) 教員不足の解消 **新規**

県教育委員会は教員不足による欠員状態の解消に向け、教員の確保対策を講じること。

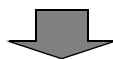
【これまでの取組・現状】

- ➡ ・計画的な教員採用の促進
- ・教員免許状を取得できる大学において採用選考試験の説明会を実施

参考値

- ・働き方改革を進める上で必要と思うことは何か(複数回答可)
- ①教員の増員 89.3%
- ②欠員等の確実な補充 65.4%
- ③業務の精選 63.3%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 産休・育休の補充講師を確保するために、4・5月に産休・育休を取得する場合は、加配を4月1日から行います。
- ✎ 奈良県の教育を担う資質・能力を育成する次世代教員養成塾のプログラム修了者に対し、教員採用試験の一次試験を免除することで、奈良県の教員を志望する学生の確保を図ります。
- ✎ 奈良県で働く講師に対して、一定基準を満たした場合は教員採用試験の一次試験を免除する等、新たな選考方法を導入することで、奈良県で講師として働く魅力を高め、他府県への人材流出を防ぎます。
- ✎ 教員免許を所有しながら教職に就いていない方向けの説明会を開催し、潜在的な教員の掘り起こしを図ります。
- ✎ 定年引上げにあたり、60歳超の教員の健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするため、定年前再任用短時間勤務、暫定再任用短時間勤務などを導入します。さらに、当該ベテラン教員が若手教員をサポートする体制の整備を行い、若手教員の負担軽減、指導力向上を図ります。

【教職員課】

V 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ 各項目実施状況について

I 働き方改革の進捗状況・結果の公表

今回の答申を踏まえた取組を一過性のものとせず、文部科学省においては学校における働き方改革の進捗状況を市町村ごとに把握し、その結果を公表することとしている。各教育委員会においても方針を策定しその進捗状況を確認し公表すること。

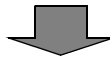
【これまでの取組・現状】

- ➡ ・「働き方改革推進会議ワーキング」を開催し、進捗状況等を管理
(令和2年度～令和4年度間に計12回実施)
- ・プランの見直し等の参考となるように、取組状況を検証
- ・学校関係者も含めた「学校における働き方改革推進会議」を開催し、課題や取組について意見交換(令和2・3年度に年1回実施)

参考値

- ・所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している市町村
…30.8%(全国平均64.9%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 本プランで設定した改善項目については、その進捗状況を把握し、その結果を県教育委員会のWebページ等で公表します。市町村教育委員会にも同様の取組を要請します。

[教職員課]

2 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有

働き方改革の状況を、定期的に教育委員会会議や総合教育会議の議題として扱い、学校や教師がおかれている状況について首長をはじめとした行政部局とも共有して共通理解を深め、教育委員会組織内の体制整備や、随時必要な施策に取り組むこと。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・令和3年3月策定「第2期奈良県教育振興大綱」(対象期間は令和3年度～令和6年度)に学校における働き方改革について記載
- ・大綱を受け、県教育委員会で策定の「奈良の学び推進プラン」にも同改革の推進について記載
- ・令和4年度奈良県教育サミットの議題として共有

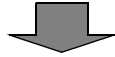


【今後の取組】

- ✎ 「第2期奈良県教育振興大綱」及び「奈良の学び推進プラン」に記載した働き方改革についての推進方針に基づき、市町村教育委員会や各学校と連携して取り組みます。
- ✎ 地教行法第26条に規定する県教育委員会の点検・評価において、働き方改革の状況をフォローアップします。
- ✎ 市町村における働き方改革の進捗状況について、整理・分析し教育長会において共有します。
[学ぶ力はぐくみ課、教職員課]

3 働き方改革の好事例の共有 **新規**

各学校で実践している働き方改革の好事例・アイデアについて、共有できるプラットフォームを設置し、各学校における取組の促進を図ること。



【今後の取組】

- ✎ 各学校で実践している働き方改革の好事例・アイデアについて共有できるプラットフォーム(Google Form)を活用し設置します。
- ✎ 好事例の募集・活用について定期的に各教育委員会及び学校へ呼びかけます。
[教職員課]

学校が担っている業務の仕分け・整理の状況

(P19関係)

※「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(県教育委員会実施)

I 基本的には学校以外が担うべき業務

①登下校に関する対応 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校・教師が担っている	39	33	30	5	107
教師が一部を担って残りは教師以外が担っている	81	38	0	1	120
学校・教師は担っておらず学校以外が担っている	5	2	0	0	7

※教師以外:地方公共団体、保護者、地域人材等(以下同じ)

②放課後から夜間などにおける見回り児童生徒が補導された時の対応 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校・教師が担っている	53	35	23	4	115
教師が一部を担って残りは教師以外が担っている	58	32	6	2	98
学校・教師は担っておらず学校以外が担っている	14	6	1	0	21

③学校徴収金の徴収・管理 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校・教師が担っている	96	52	22	6	176
教師が一部を担って残りは教師以外が担っている	26	20	7	0	53
学校・教師は担っておらず学校以外が担っている	3	1	1	0	5

④地域ボランティアとの連絡調整 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校・教師が担っている	87	42	29	4	162
教師が一部を担って残りは教師以外が担っている	38	27	1	2	68
学校・教師は担っておらず学校以外が担っている	0	4	0	0	4

II 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤調査・統計等への回答等 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教師が担っている	110	64	16	3	193
教師が一部を担って、残りは教師以外が担っている	15	8	14	3	40
教師は担っておらず教師以外が担っている	0	1	0	0	1

※教師以外:事務職員、地域ボランティア、外部人材等(以下同じ)

⑥児童生徒の休み時間における対応 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教師が担っている	120	65	23	6	214
教師が担っているが、輪番等を活用し負担軽減を図っている	3	8	7	0	18
教師が一部を担って、残りは教師以外が担っている	2	0	0	0	2
教師は担っておらず教師以外が担っている	0	0	0	0	0

⑦校内清掃 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教師が担っている	97	48	18	3	166
教師が担っているが、輪番等を活用し負担軽減を図っている	8	8	0	1	17
教師が一部を担って、残りは教師以外が担っている	19	15	9	2	45
教師は担っておらず教師以外が担っている	1	2	3	0	6

⑧部活動 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教師が担っている		58	28	4	90
教師が一部を担って、残りは教師以外が担っている		15	2	0	17
教師は担っておらず教師以外が担っている		0	0	2	2

Ⅲ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨給食時の対応 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	7	9		0	16
負担軽減が図られていない	118	64		5	187
給食がない	0	0		1	1

給食時の対応について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学級担任と栄養教諭の連携等	4	4		0	8
地域ボランティア等	1	3		0	4
その他 (主な回答内容)・・輪番制により負担軽減	3	6		0	9

⑩授業準備 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	46	12	4	1	63
負担軽減が図られていない	79	61	26	5	171

授業準備について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
スクール・サポート・スタッフによる補助的業務	39	13	3	1	56
地域ボランティア等	6	0	0	0	6
その他 (主な回答内容)・・ICT機器の活用	8	0	1	0	9

⑪学習評価や成績処理 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	21	6	1	1	29
負担軽減が図られていない	104	67	29	5	205

学習評価や成績処理について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
スクール・サポート・スタッフによる補助的業務	10	4	0	0	14
その他 (主な回答内容)・・校務支援システムやICT機器の活用	10	3	1	1	15

⑫学校行事の準備・運営 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	55	20	8	1	84
負担軽減が図られていない	70	53	22	5	150

学校行事の準備・運営について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
事務職員の協力	28	12	4	0	44
外部委託の活用	1	1	2	0	4
地域ボランティア等の活用	14	4	0	0	18
その他 (主な回答内容)・・・PTAの協力、行事の精選・縮小	26	5	4	1	36

⑬進路指導 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	4	4	14	0	22
負担軽減が図られていない	121	69	16	6	212

進路指導について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
事務職員	2	0	6	0	8
外部人材協力	0	2	7	0	9
その他	1	2	1	0	4

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
負担軽減が図られている	46	37	15	0	98
負担軽減が図られていない	79	36	15	6	136

支援が必要な児童生徒・家庭への対応について負担軽減が図られている場合の内容 (人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
専門スタッフとの連携協力	39	27	15	0	81
地域ボランティア等	4	3	0	0	7
その他 (主な回答内容)・・・特別支援教育支援員の配置	10	10	1	0	21